

## 8 環境影響評価関係資料

表8－1 福井県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類	福井県環境影響評価条例	
	第1種事業(注1)の要件	第2種事業(注2)の要件
1 道路の建設		
高速自動車国道	すべて	――
一般国道・県市町村道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満
林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上20km未満
2 河川		
ダム・堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上 100ha未満
放水路・湖沼開発	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha以上 100ha未満
3 鉄道の建設		
新幹線鉄道	すべて	――
普通鉄道・軌道	10km以上	7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,000m以上	滑走路長 1,500m以上 2,000m未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万kW以上 3万kW未満
火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万kW以上 15万kW未満
地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万kW以上 1万kW未満
原子力発電所	すべて	――
6 公有水面埋立・干拓	面積 50ha超	面積 40ha超 50ha以下
7 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
8 流通業務用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
9 住宅用地造成	面積 100ha 以上	面積 75ha以上 100ha未満
10 工業用地造成	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
11 廃棄物処理施設		
廃棄物最終処分場	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満
廃棄物焼却施設	処理能力 100t/日以上	処理能力 75t/日以上 100t/日未満
し尿処理施設	処理能力 100kL/日以上	処理能力 75kL/日以上 100kL/日未満
12 工場等の建設	燃料使用量 10kL/時以上 排水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	燃料使用量 7.5kL/時以上 10kL/時未満 排水量 7,500m <sup>3</sup> /日以上 1万m <sup>3</sup> /日未満
13 レクリエーション施設の建設		
ゴルフ場・スキー場	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
運動・レジャー施設	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
14 自然公園事業	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
15 農用地の造成	面積 500ha以上	面積 400ha以上 500ha未満
16 土石採取	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満

(注1) 「第1種事業」：必ず環境影響評価を実施しなければならない一定規模以上の事業

(注2) 「第2種事業」：第1種事業に準ずる規模で、環境影響評価の実施の必要性を個別に判断する事業

(資料：環境政策課)

図8－2 福井県環境影響評価条例の手続の流れ

